

自由金利型定期預金規定

(令和1年9月1日現在)

【Ⅰ. 共通規定】

1. (定期預金共通規定等)

自由金利型定期預金の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の定期預金共通規定および通帳式定期預金共通規定により取扱います。

2. (預入形態)

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入形態は、通帳式または証書式とします。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書・書替継続申込書（以下「払戻請求書」といいます。）に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに口座開設店に提出してください。なお、証書の場合は払戻請求書に代えて、証書裏面の受取欄に記名押印していただいても差し支えありません。ただし、元金に利息を加えて書替継続するとき、および利息を本人口座へ入金し元金を書替継続するときは、払戻請求書または証書裏面の受取欄への押印がなくても取扱います。
なお、当行が認めた場合は、口座開設店以外の当行国内本支店でも解約できます。

4. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【Ⅱ. 自動継続扱以外の場合】

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、満期日自動解約方式とした場合は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、元金利息はあらかじめ指定された通帳記載の預金口座に入金するものとします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。
 - B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を【Ⅰ. 共通規定】第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前

日までの期間（以下「預入期間」といいます。）および次の(a)(b)のうちいずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(a) 約定期間と預入期間に応じた利率

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C. 1年以上2年未満 約定利率×70%

②預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- C. 1年以上2年未満 約定利率×50%
- D. 2年以上3年未満 約定利率×70%

③預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- C. 1年以上2年未満 約定利率×30%
- D. 2年以上3年未満 約定利率×50%
- E. 3年以上4年未満 約定利率×70%

④預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上2年未満 約定利率×20%
- D. 2年以上3年未満 約定利率×30%
- E. 3年以上4年未満 約定利率×50%
- F. 4年以上5年未満 約定利率×70%

⑤預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上2年未満 約定利率×10%
- D. 2年以上3年未満 約定利率×20%
- E. 3年以上4年未満 約定利率×40%
- F. 4年以上5年未満 約定利率×70%

(b) 次の式により計算した利率

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$$

ただし、この式で計算した利率が「約定利率×10%」を下回る場合は「約定利率×10%」とします。

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

【Ⅲ. 自動継続扱いの場合】

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの期間（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については前条第2項の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
- ただし、預入日の2年後の応当日から5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を【1. 共通規定】第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間（以下「預入期間」といいます。）および次の(a)(b)のいずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- (a) 約定期間と預入期間に応じた利率
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
 - C. 1年以上2年未満 約定利率×70%
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%
 - C. 1年以上2年未満 約定利率×50%
 - D. 2年以上3年未満 約定利率×70%
 - ③ 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×20%
 - C. 1年以上2年未満 約定利率×30%
 - D. 2年以上3年未満 約定利率×50%
 - E. 3年以上4年未満 約定利率×70%
 - ④ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
 - C. 1年以上2年未満 約定利率×20%

- D. 2年以上3年未満 約定利率×30%
- E. 3年以上4年未満 約定利率×50%
- F. 4年以上5年未満 約定利率×70%

⑤預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上2年未満 約定利率×10%
- D. 2年以上3年未満 約定利率×20%
- E. 3年以上4年未満 約定利率×40%
- F. 4年以上5年未満 約定利率×70%

(b) 次の式により計算した利率

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$$

ただし、この式で計算した利率が「約定利率×10%」を下回る場合は「約定利率×10%」とします。

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- (5) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上